

平成 20 年 4 月 3 日

社 長 富 田 稔

労務政策の抜本的見直しについて

労務政策の抜本的見直しに関連して「70 歳まで働ける職場づくり」のため、「雇用契約の一部変更について」（平成 20 年 3 月 10 日付）の内容を以下のように変更することとした。

については、平成 20 年 4 月 7 日付けで関連する就業規則及び内規等を改廃し、同年 4 月 11 日から施行することとする。

記

- ① 一般社員として定年年齢を迎え、有期の継続雇用契約を交わした当該社員は契約社員就業規則の適応とする。
- ② 上記の該当者は 1 年毎に雇用契約を更新する。
- ③ 上記の該当者は定年令を迎える前日をもって定年とし、規定により退職時に退職金を支給する。
- ④ 契約社員就業規則における労働契約の最終期限を満 70 歳までとする。
- ⑤ 当該社員が 65 歳を満る少なくとも 1 ヶ月前までに就業継続の意思を確認する。
- ⑥ 現行の「特別契約社員」として取り扱われている当該社員の基本給を原則該当する職場の職務・勤務時間の初任給を目安とする。
- ⑦ 新規に採用する満 70 歳以上の高年齢者の身分は「特別契約社員」として取り扱い、個々の健康状態、体力、経験等を考慮して採用を可とする。
- ⑧ 満 70 歳以上の社員とは雇用契約期間を 6 ヶ月ごとの更新とし、双方から申し出がない限り更に 6 ヶ月間継続とする。（雇用契約書の備考の記載事項とする）
- ⑨ 「特別契約社員」は別に定める「特別契約社員内規」従うが、この内規に定めのない事項については契約社員就業規則に準ずる。
- ⑩ 嘱託社員就業規則を廃止する
- ⑪ 上記により、満 60 歳を迎える社員（一般社員就業規則）は契約社員就業規則を適応する
- ⑫ 契約社員就業規則第 37 条（労働契約期間）の契約期間の満了日を満 65 歳から満 70 歳の誕生日の前日に改める
- ⑬ 特別契約社員内規第 1 条（特別契約社員の定義）を「70 歳を超えたもので、会社が採用もしくは再雇用を認めたもの」に改める
- ⑭ 特別契約社員内規第 6 条（その他）1 項から 5 項までを削除する